

# 彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 埼玉県が発注する建設工事並びに建設工事に係る設計、調査及び測量業務(以下「建設工事等」という。)に関する談合防止対策及び入札・契約事務の改善等について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映するため、彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、報告を受け、又は審議等を行う。

- (1) 談合防止対策
- (2) 入札・契約制度の改善
- (3) その他入札・契約事務の適正化に必要な事項

## (委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、建設工事等について必要な学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員長は、前2項の規定にかかわらず、必要に応じて審議事項を記載した書面又は電磁的記録を委員に回付して、委員会の開催に代えることができる。

## (関係職員の出席)

第5条 委員会は、第2条に規定する事項について報告を受け、又は審議等を行う上で必要がある場合は、関係職員の出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 会議において、埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)第10条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部入札審査課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。